

令和5年9月21日

報道関係者各位

檜原市役所 福祉部 障がい福祉課

「手話言語の国際デー」のライトアップのお知らせ

「手話言語の国際デー」にブルーライトアップをします!!

毎年、9月23日は、国連の定めた「手話言語の国際デー」です。

「手話言語の国際デー」は、平成29年12月19日に国連総会で決議されました。

決議文では、手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう国連加盟国が社会全体で、手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進するとされています。

檜原市では、平成30年4月1日に手話言語条例が施行されました。この条例では、手話への理解促進・普及を進め、全ての人々が相互に人格と個性を尊重することを基本理念に、豊かな共生社会を実現することを目指しています。

「手話言語の国際デー」の啓発活動のひとつとして、9月23日に世界平和を表す青色のライトアップが全国各地で行われており、檜原市もこの活動に賛同し、本年よりブルーライトアップを行います。

ブルーライトアップ

1. 日時 令和5年9月23日（土・祝）

午後6時から午後9時30分まで

2. 場所 檜原市役所分庁舎（ミグランス）10階展望フロア

（檜原市内膳町1丁目1-60）

<本件に関する問い合わせ先>

檜原市・福祉部 障がい福祉課

檜原市内膳町 1-1-60

TEL:0744-20-0015（直通）

担当:北場、森本、米田